

○伊豆の国市障害者等に対する日中一時支援事業に関する規則

平成18年12月 1 日

規則第52号

(目的)

**第1条** この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3項の規定に基づき日中一時支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び負担軽減を図ることを目的とする。

（一部改正〔平成25年規則8号〕）

(定義)

**第2条** この規則において「日中一時支援」とは、日中において監護する者がいないため一時的に支援が必要な障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行うことをいう。

(事業の対象者)

**第3条** 事業の対象者は、次に掲げる障害者等であつて、日中一時支援が必要と福祉事務所長が認めたものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上である者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち18歳以上である者
- (4) 治療法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者のうち18歳以上であるもの
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児

（一部改正〔平成25年規則8号〕）

(事業の実施方法等)

**第4条** 事業は、市長が事業を適切に実施できると認めた者に委託して実施するも

のとする。

- 2 福祉事務所長は、前項の規定により事業の委託を受けた者（以下「委託事業者」という。）について次に掲げる事項を記載した台帳を作成し、福祉事務所における備付けその他の適切な方法により公にしておかなければならない。

- (1) 名称、代表者の氏名及び所在地
  - (2) 委託年月日及び委託期間
  - (3) 提供できるサービスの具体的内容
  - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、福祉事務所長が必要と認める事項
- （一部改正〔平成19年規則21号・22年 3 号〕）

（利用の申請）

- 第 5 条** 事業を利用しようとする障害者等又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で障害者等を現に保護するものをいう。以下「申請者」という。）は、様式第 1 号による伊豆の国市日中一時支援事業利用申請書を福祉事務所長に提出しなければならない。

（一部改正〔平成22年規則 3 号〕）

（利用の決定等）

- 第 6 条** 福祉事務所長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、利用の決定をしたときは様式第 2 号による伊豆の国市日中一時支援事業利用決定通知書により、当該申請を却下したときは様式第 3 号による伊豆の国市日中一時支援事業却下通知書により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の利用の決定を受けた障害者等（以下「利用者」という。）又はその保護者は、事業の利用について第 4 条第 2 項の台帳に記載された委託事業者と前項の利用決定通知書に記載された利用時間の範囲内で契約を締結し、日中一時支援を受けるものとする。

（一部改正〔平成22年規則 3 号・25年 8 号〕）

（変更の届出）

- 第 7 条** 利用者又はその保護者（以下「利用者等」という。）は、第 5 条に規定する申請の内容に変更が生じたときは、様式第 4 号による伊豆の国市日中一時支援事業利用変更届を福祉事務所長に提出しなければならない。

（利用決定の取消し）

- 第 8 条** 福祉事務所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 6 条第 1 項の

利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 利用者が第3条に規定する対象者でなくなったとき。
- (2) 利用の申請に際し虚偽の申請をした等不正行為が認められたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、福祉事務所長が利用を不相当と認めたとき。

- 2 福祉事務所長は、前項の規定による取消しをしたときは、様式第5号による伊豆の国市日中一時支援事業利用取消通知書により利用者等に通知するものとする。  
(費用の負担)

**第9条** 利用者等は、第6条第1項の利用の決定に基づき委託事業者から日中一時支援を受けたときは、事業に要する費用の一部を当該委託事業者に直接支払わなければならない。

- 2 前項の規定により利用者等が委託事業者に支払うべき額（以下「自己負担額」という。）は、事業に要する費用として別表に定める額（以下「基準額」という。）の100分の10に相当する額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、利用者等及び当該利用者等と同一の世帯に属する者（当該利用者が18歳以上である場合においては、その配偶者に限る。以下「利用者所属世帯」という。）が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活扶助を受けている場合及び事業の利用年度（4月から6月までの間の利用については、前年度とする。）の市民税が非課税である利用者所属世帯の場合は、自己負担額を零とする。
- 4 利用者が同一の月に受けた日中一時支援に係る自己負担額の合計が、当該利用者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して市長が定める額を超えるときは、第2項の規定にかかわらず、利用者等は、当該同一の月において当該市長が定める額を超えて自己負担額を支払うことを要しない。

（一部改正〔平成19年規則21号・22年11号・25年8号〕）

（費用負担の特例）

**第10条** 災害その他の特別の事情があることにより、利用者等が事業に要する費用を負担することが困難であると福祉事務所長が認めるときは、前条第2項の規定にかかわらず、自己負担額は、基準額の100分の10に相当する額未満の範囲内において福祉事務所長が定める額とする。

（一部改正〔平成22年規則11号・25年8号〕）

（委託事業者への支払）

**第11条** 市長は、委託事業者から事業に要する費用の請求があったときは、基準額から自己負担額を控除した額を委託事業者に支払うものとする。

(一部改正〔平成22年規則11号〕)

(委託事業者の責務)

**第12条** 委託事業者及び委託事業者であった者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

**第13条** この規則に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、福祉事務所長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年10月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に行われた事業に係る処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成19年4月18日規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の伊豆の国市障害者等に対する日中一時支援事業に関する規則の規定は、平成19年4月1日以後に行われた日中一時支援について適用し、同日前に行われた日中一時支援については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年1月7日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月29日規則第11号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月18日規則第8号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月28日規則第44号)

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す

る法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

**附 則（平成28年3月30日規則第10号）**

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

**附 則（令和元年6月28日規則第5号）**

（施行期日）

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

**附 則（令和4年2月18日規則第5号）**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

**別表（第9条関係）**

（全部改正〔平成22年規則11号〕、一部改正〔平成25年規則8号・令和4年5号〕）

日中一時支援事業基準額表

| 1回当たりの利用時間 | 基準額              |            |        |
|------------|------------------|------------|--------|
|            | 重度心身障害者（児）<br>以外 | 重度心身障害者（児） |        |
|            |                  | 医療機関       | 医療機関以外 |
| 1時間未満      | 800円             | 2,000円     | 1,200円 |
| 1時間以上2時間未満 | 1,600円           | 4,000円     | 2,400円 |
| 2時間以上3時間未満 | 2,400円           | 6,000円     | 3,600円 |
| 3時間以上4時間未満 | 3,200円           | 8,000円     | 4,800円 |
| 4時間以上5時間未満 | 4,000円           | 10,000円    | 6,000円 |
| 5時間以上6時間未満 | 4,800円           | 12,000円    | 7,200円 |
| 6時間以上7時間未満 | 5,600円           | 14,000円    | 8,400円 |

|       |        |         |        |
|-------|--------|---------|--------|
| 7時間以上 | 6,400円 | 16,000円 | 9,600円 |
|-------|--------|---------|--------|

(注) この表において「重度心身障害者(児)」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者手帳の障害の程度が1級又は2級に該当する者であつて、療育手帳の障害の程度がAに該当する者
- (2) 前号に掲げる障害の程度と同等の障害程度を有すると市長が認めた者をいう。

様式第1号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

伊豆の国市日中一時支援事業利用申請書

年 月 日

伊豆の国市福祉事務所長 宛

住 所

申請者 氏 名

電話番号

伊豆の国市障害者等に対する日中一時支援事業に関する規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

|              |          |                 |      |                |                      |         |       |
|--------------|----------|-----------------|------|----------------|----------------------|---------|-------|
| 事業を利用しようとする者 | フリガナ     |                 |      |                |                      | 生年月日    | 年 月 日 |
|              | 氏 名      |                 |      |                |                      |         |       |
|              | 住 所      |                 |      |                |                      | 申請者との続柄 |       |
| 世帯の状況        | 氏名       | 続柄              | 個人番号 | 氏名             | 続柄                   | 個人番号    |       |
|              |          |                 |      |                |                      |         |       |
|              |          |                 |      |                |                      |         |       |
|              |          |                 |      |                |                      |         |       |
| 身体障害者手帳番号    |          | 療育手帳番号          |      | 精神保健福祉手帳番号     |                      |         |       |
| 他のサービス利用の状況  | 障害福祉サービス | 障害程度区分          | 有・無  | 区分 1 2 3 4 5 6 | 有効期間                 |         |       |
|              |          | 利用中のサービスの種類と内容等 |      |                |                      |         |       |
|              | 介護保険     | 要介護認定           | 有・無  | 要介護度           | 要支援（ ）・要介護 1 2 3 4 5 |         |       |
|              |          | 利用中のサービスの種類と内容等 |      |                |                      |         |       |
| 申請する支援の内容    |          |                 |      |                |                      |         |       |

様式第2号（第6条第1項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）  
伊豆の国市日中一時支援事業利用決定通知書

第 号  
年 月 日

様

伊豆の国市福祉事務所長 氏 名 印

伊豆の国市障害者等に対する日中一時支援事業に関する規則第6条第1項の規定により下記のとおり決定したので、通知します。

記

|       |                                      |      |        |      |       |
|-------|--------------------------------------|------|--------|------|-------|
| 利用決定者 | フリガナ                                 |      |        | 生年月日 | 年 月 日 |
|       | 氏 名                                  |      |        |      |       |
|       | 住 所                                  |      |        | 続柄   |       |
| 有効期間  |                                      | 費用負担 | 自己負担割合 | ／100 |       |
|       |                                      |      | 負担上限月額 | 円    |       |
| 支援の内容 | 利用上限 時間／月<br>ただし、8月に限り利用上限を 時間／月とする。 |      |        |      |       |

備考

- 1 事業を利用する際は、この通知書を委託事業者に提示してください。
- 2 記載事項等に変更があったときは、伊豆の国市福祉事務所長にその旨を届け出てください。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊豆の国市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊豆の国市を被告として（訴訟においては、伊豆の国市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



様式第3号（第6条第1項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

伊豆の国市日中一時支援事業却下通知書

第 号  
年 月 日

様

伊豆の国市福祉事務所長 氏 名 囲

伊豆の国市障害者等に対する日中一時支援事業に関する規則第6条第1項の規定により下記のとおり却下したので、通知します。

記

|       |      |  |      |       |
|-------|------|--|------|-------|
| 対象者   | フリガナ |  | 生年月日 | 年 月 日 |
|       | 氏 名  |  |      |       |
|       | 住 所  |  | 続柄   |       |
| 却下の理由 |      |  |      |       |

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊豆の国市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊豆の国市を被告として（訴訟においては、伊豆の国市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

伊豆の国市日中一時支援事業利用変更届

年 月 日

伊豆の国市福祉事務所長 宛

住 所

届出者 氏 名

個人番号

電話番号

伊豆の国市障害者等に対する日中一時支援事業に関する規則第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

|                  |      |       |       |       |
|------------------|------|-------|-------|-------|
| 利<br>用<br>者      | フリガナ |       | 生年月日  | 年 月 日 |
|                  | 氏 名  |       |       |       |
|                  | 個人番号 |       |       |       |
|                  | 住 所  |       | 続柄    |       |
|                  |      | 変 更 前 | 変 更 後 |       |
| 変<br>更<br>事<br>項 | 氏 名  |       |       |       |
|                  | 住 所  |       |       |       |
|                  | その他  |       |       |       |
| 変更年月日            |      |       |       |       |

様式第5号（第8条第2項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

伊豆の国市日中一時支援事業利用取消通知書

第 号

年 月 日

様

伊豆の国市福祉事務所長 氏 名 印

伊豆の国市障害者等に対する日中一時支援事業に関する規則第8条第1項の規定により利用の決定を取り消したので、下記のとおり通知します。

記

|             |      |  |      |       |
|-------------|------|--|------|-------|
| 対<br>象<br>者 | フリガナ |  | 生年月日 | 年 月 日 |
|             | 氏 名  |  |      |       |
|             | 住 所  |  | 続柄   |       |
| 取消年月日       |      |  |      |       |
| 取 消 理 由     |      |  |      |       |

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊豆の国市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊豆の国市を被告として（訴訟においては、伊豆の国市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 1 号（第 5 条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

（一部改正〔平成27年規則44号・令和元年 5 号・ 4 年 5 号〕）

様式第 2 号（第 6 条第 1 項関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

（一部改正〔平成22年規則 3 号・28年10号・令和元年 5 号〕）

様式第 3 号（第 6 条第 1 項関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

（一部改正〔平成28年規則10号・令和元年 5 号〕）

様式第 4 号（第 7 条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

（一部改正〔平成27年規則44号・令和元年 5 号・ 4 年 5 号〕）

様式第 5 号（第 8 条第 2 項関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

（一部改正〔平成28年規則10号・令和元年 5 号〕）